

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

最初に、一宮市の人口構造を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別に見ると、生産年齢人口は1995年まで増加し続けピークを迎えたが、その後は緩やかな減少に転じ、現在まで減少が続いている。年少人口は長期的な減少傾向が続き、2005年に老年人口を下回った以降はその差は拡大する一方である。また、老年人口は、生産年齢人口のうち出生数の多い世代が順次老年人口に入り、平均寿命も延びていることから、一貫して増加を続けている。

次に、産業構造について産業別で事業所数の多い順にあげると、卸売小売業、製造業、建設業となり、また、ものづくりが中心となる製造業について製造品出荷額を見ると、食料品製造業、繊維工業、その他の製造業の順となっている。

最後に、中小企業者の実態について、愛知県内の人口同規模程度の豊橋市、豊田市、岡崎市、春日井市と比較すると、企業数は一宮市が最も多いものの、従業員数は下位から2番目という状況であり、労働生産性を見ても最下位の金額であり、愛知県内の平均値を大きく下回っている状況である。

これらの状況から総合的に判断すると、全国的に言われている少子高齢化が一宮市においても進んでおり、この傾向は今後も続く見込みのため生産年齢人口の減少による人手不足は更に進むことが考えられる。また、事業所は多いもののその規模は比較的小さく労働生産性も低いことから、事業の後継者が確保できず業績悪化ではなく後継者不足を理由に廃業する中小企業者も出始めている状況である。特に一宮市の主な産業である繊維関係については、最盛期に比べると衰退傾向にあり問題は深刻である。

このような状況において、一宮市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題であると言える。

(2) 目標

一宮市は、導入促進基本計画を策定することで、中小企業者の先端設備等の導入を促し、さらに経済が発展していくことを目指す。先端設備等導入計画認定目標件数は、これまでの先端設備等導入計画認定件数の実績を参考に設定するが、導入計画認定件数は令和4年度と5年度を比較すると33件から37件へ増加しており、アフターコロナを見据え、先端設備等導入の促進をより一層進めるため、これらの件数を上回る1年間あたり50件を認定目標件数とする。

(3) 労働生産性に関する目標

一宮市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

一宮市の産業は、卸売小売業や製造業、宿泊飲食サービス業で半数以上を占めるものの、それ以外の業種だけでなく近年においては積極的な企業立地による新たな分野の事業所も増えつつあり、これら全てが一宮市の経済や雇用を支えているため、幅広い分野における事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

一宮市の産業を地域別にみると、広い面積を要するような工場等は、市内を名神高速道路及び東海北陸自動車道が通り、そのインターチェンジも複数あるため、これらの周辺や国道22号線をはじめとする主要幹線道路沿い等に立地しているものが多い。しかし、繊維工業等の中小企業者の中には自宅敷地内の工場で操業している事業者も多く見受けられる。そのため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、特定の地域に限定せず市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

一宮市の産業は、上記2にもあるとおり多様な業種が存在し、これら全てが一宮市の経済、雇用を支えていて、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多岐にわたる。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みにおける先端設備等導入計画は認定の対象としない等、一宮市の雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、一宮市の健全な地域経済の発展についても同様に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。